

札幌市健子第〇〇号
令和3年(2021年)〇月〇日

〒<〒>

<住所1>

<住所2>

<保護者氏名> 様

札幌市長 秋元 克広

利用者負担（上限）額決定（変更）通知書

あなたのお子さんのお子ども・子育て支援法に基づき札幌市が定める利用者負担（上限）額について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給認定証番号	0000000000		
保護者氏名	札幌 太郎		
住所	札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル3階		
児童氏名	札幌 花子		
生年月日	平成25年1月1日	性別	女
支給認定区分	2号認定子ども		
施設区分	特定教育・保育施設		
施設種類	保育所		
利用（予定）施設	子ども未来保育園		
時間区分（保育必要量）	保育標準時間		
階層区分	D5	多子区分	第一子
利用者負担（上限）額	月額 29,430円		
適用開始年月	令和3年9月		

【算定根拠】 市民税所得割額 220,000円（市民税均等割額 3,500円）

※ 上記の算定根拠に記載されている市民税額については、算定上の金額であり、実際の市民税額とは異なる場合があります。

※ 上記の算定根拠に記載されている市民税額は、父母（保護者）の市民税額の合算となります。

（世帯状況によっては、家計の主宰者である扶養義務者の市民税額についても合算となります。）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は、札幌市長となります。）を被告として取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

お問い合わせ先

札幌市〇区保健福祉部健康・子ども課
子ども家庭福祉（担当）係

電話：011-0000-0000

FAX：011-0000-0000